

保 護 者 様

丹波篠山市教育委員会
丹波篠山市中学校校長会

生徒の問題行動の未然防止と対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育推進にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、中学生は思春期を迎え心身ともに大きく変化をする時期です。また、近年、情報機器の発達など生徒を取り巻く環境も多様化し、葛藤や不安の中で、いじめや暴力行為等の問題行動が生じることがあります。

生徒の問題行動につきましては、教職員が一丸となり、人間的なふれあいを通し、家庭・地域との連携を密にし、その未然防止、早期発見、早期対応に努めていく所存です。

特に、人権侵害、暴力行為等に対しては、生徒一人一人が安心・安全に学校生活を送り、主体的で規律正しい態度で授業や行事に活躍できる教育環境を保持することを根幹に据え、当該生徒が、社会で許されないことは学校でも許されないという規範意識をもち、自他を尊重できるよう人間的に成長できる指導を行います。

つきましては、万が一、学校内で暴力行為等が発生した場合には、下記の通り、毅然とした対応・指導を行いますので、ご理解・ご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1 対教師暴力、生徒間暴力が発生した場合

暴力行為は絶対に許されない行為であるという認識のもと、原則として、被害届を提出し、関係機関（警察等）にも支援を依頼する。また、学校、教職員及び生徒に被害が生じた場合、生じた被害の弁償を求める。

2 いじめ重大事態が発生した場合

いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、原則として、関係機関（市役所社会福祉課・警察等）に支援を依頼する。

3 暴言・指導不服従の場合

人権侵害や脅迫的な発言等については厳しく指導する。ただし、指導に従わない場合は保護者に連絡をとり、来校願う等、家庭との連携を図る。

4 器物損壊のあった場合

器物損壊は絶対に許されない行為であるという認識のもと、原則として、被害届を提出し、関係機関（警察等）にも支援を依頼する。また、学校、教職員及び生徒の持ち物に被害が生じた場合、生じた被害の弁償を求める。

5 授業をエスケープ・授業妨害している場合

授業に戻るよう指導する。授業妨害については他の生徒に迷惑をかけないよう指導する。指導に従わない場合は保護者に連絡し、来校願う等、家庭との連携を図る。